

令和3年4月6日	
所属名	北部地域保健課
所属長名	石井 智鶴
電話番号	06-4950-0637

兵庫県のまん延防止等重点措置実施区域の指定を受けた、
乳幼児健康診査事業の一部変更について

乳幼児健康診査事業については、乳幼児期の適切な時期に健康診査を実施することで、適切な指導や支援につなげ乳幼児の健全な育成を図ることを目的に、現下のコロナ禍においても、市民が安心して健診を受診できるよう、三密回避等の感染防止対策を徹底しながら、集団健診により実施しています。

今回、兵庫県のまん延防止等重点措置実施区域の指定を受けたところですが、本市におきましては、1週間の新規感染者数が国のステージⅣのレベルに達したことから、緊急事態宣言相当の対応として、基本的には、集団健診を実施するなかで、それでもなお健診に不安を抱える方への対応として、次のとおり、実施方法について一部変更を行います。

1 変更内容

(1) 乳児健診（4か月児健診・9～10か月児健診）

集団健診に不安を抱える対象者で希望される方については、小児科専門医による健診を可能とします。

(2) 幼児健診（1歳6か月児健診・3歳6か月児健診）

歯科健診については、医療機関における健診とします。

（小児科、眼科、耳鼻科の健診は変更なし）

2 変更実施日

令和3年4月12日（月）～5月7日（金）

3 周知方法

本市ホームページに掲載するほか、乳児健診対象者には個別通知することで周知を行います。

以 上